

地図ソフトについて(続き)

【収録情報について】

- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図及び2万5千分の1地形図を使用しています。(承認番号 平26情使、第244-B121号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 H・1-No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を使用しています。(承認番号 国地企調発第78号 平成16年4月23日)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)を使用しています。(承認番号 平25情使、第798-040号)
- この地図の作成に当たっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しています。(測量法第44条に基づく成果使用承認 13-061・13-063)
- 本ソフトに使用している交通規制データは、道路交通法および警察庁の指導に基づき全国交通安全活動推進センターが公開している交通規制情報を利用して、MAPMASTERが作成したものを使用しています。
- 本ソフトを無断で複製・複製・加工・改変することはできません。
- VICIS[®] は、一般財団法人道路交通情報通信システムセンターの商標です。
- “ゼンリン”および“ZENRIN”は株式会社ゼンリンの登録商標です。
- 本ソフトで表示している経緯度座標数値は、日本測地系に基づくものとなっています。
- 道路データは、高速、有料道路についてはおおむね2015年4月、国道、都道府県道についてはおおむね2015年2月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される地図が現場の状況と異なる場合があります。
- 細街路規制データは、おおむね2014年11月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される規制データが現場の状況と異なる場合があります。
- 経路探索は、2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の主要な道路において実行できます。ただし、一部の道路では探索できない場合があります。また、表示された道路が現場の状況から通行が困難なときがあります。現場の状況を優先して運転してください。
- 交通規制は、普通自動車に適用されるもののみです。また、時間・曜日指定の一方通行が正確に反映されない場合もありますので、必ず実際の交通規制に従って運転してください。
- 「市街地図」データは(株)ゼンリン発行の住宅地図に基づき作成しております。なお、当該「市街地図」は地域により作成時期が異なるため、一部整合が取れていない地域があります。また、「市街地図」には、データの整備状況により一部収録されていない地域があります。
- 電話番号検索データはタウンページ(2015年3月発行)をもとに作成しています。タウンページは、NTT東日本およびNTT西日本の商標です。
- 個人宅電話番号検索は、公開「電話番号」および公開電話番号登録者「名字」の入力で、地域に格差がありますが全国で地図検索が可能です。なお、検索された物件の一部では周辺までの表示になる場合があります。
- 本ソフトは、自動経路探索、交差点拡大図表示および音声ガイドに対応するデータを収録しておりますが、表示および表現方法や件数が異なる場合や、ご使用になれない場合があります。
- 本ソフトは、交差点や道路の形状によっては、不要な音声案内をしたり、経路探索結果が不自然になる場合があります。
- 本ソフトは、ご使用になるカーナビゲーション機器によっては、収録されている一部の情報が完全な形で表示されない場合があります。